

農林水産省のデジタル化・DX関連事業について

- ▶ スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト
- ▶ 農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策
- ▶ みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）
- ▶ 食品等流通持続化モデル総合対策事業
- ▶ 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）
- ▶ 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等による行政手続の抜本的効率化

農林水産省 東北農政局

スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト

【令和4年度補正予算額 4,400百万円】

<対策のポイント>

海外に依拠するところの大きい我が国の食料供給の安定化を図るため、**海外依存度の高い農業資材や労働力の削減、自給率の低い作物の生産性向上等、必要な技術の開発・改良から実証、実装に向けた情報発信までを総合的に取り組むことで生産現場のスマート化を加速します。**

<事業目標>

農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践 [令和7年まで]

<事業の内容>

1. 戦略的スマート農業技術の開発・改良

2,860百万円

海外依存度の高い農業資材や労働力の削減、自給率の低い作物の生産性向上等に**必要なスマート農業技術を開発・改良**します。

2. 戦略的スマート農業技術の実証・実装

1,540百万円

① 海外依存度の高い農業資材や労働力の削減、自給率の低い作物の生産性向上等に資するが、**データ不足等により市販化には至っていないスマート農業技術の実証**を行います。

② **実証データの情報発信及び実証参加者が、その成果を全国各地の生産者・産地に横展開する取組を推進**します。

<事業の流れ>



農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策

【令和4年度補正予算額 1,236百万円】

＜対策のポイント＞

農業支援サービス事業者の創出を促すため、**スタートアップ段階の農業支援サービスについて試行・改良を行いながらマッチングを行う取組や、農業支援サービスの活用を促進する環境整備の取組、農業支援サービス事業者が行うスマート農業機械等の導入の取組**に対して支援します。

＜事業目標＞

農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用 [令和7年まで]

＜事業の内容＞

1. サービス事業体スタートアップ支援

スタートアップ段階の事業者を対象に、**農業支援サービスを募集し、そのサービスを使いたい産地においてサービスを試行・改良**を支援することにより、農業支援サービスの産地への定着（マッチング）を推進します。

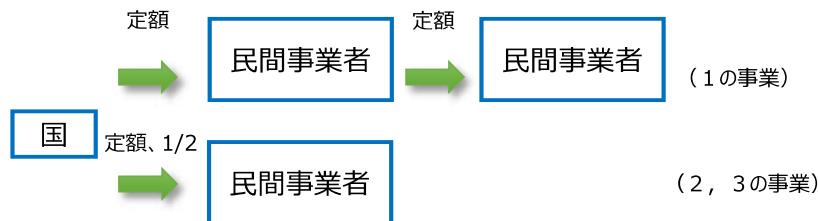
2. サービス活用促進

農業サービス事業体の活動内容について、産地の関係者に対して**情報を発信するイベントの開催**や農業支援サービス事業体の情報をサービスの利用希望者や関係者が収集できる**ポータルサイトの構築**を支援します。

3. スマート農業機械等導入支援

農業現場にスマート農業技術等を**低成本で効率よく利用**できるよう、作業受託等を行う農業支援サービス事業体が**スマート農業機械等を導入する取組**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. サービス事業体スタートアップ支援

スタートアップ段階にある農業支援サービスのマッチングに向けた取組を支援



希望する産地でサービスを試行・改良



事業者と産地とのマッチング

2. サービス活用促進

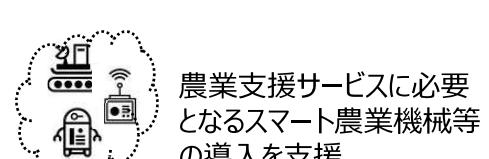


情報を発信するイベントの開催を支援



ポータルサイトの構築を支援

3. スマート農業機械等導入支援



農業支援サービスに必要なスマート農業機械等の導入を支援



スマート農業機械等導入支援の概要

支援対象者 (事業実施主体)	農業支援サービス事業者
支援内容	農業支援サービスの提供を目的とした スマート農業機械等の購入・リース導入
主な要件	<ul style="list-style-type: none">・サービスの利用者数にかかる成果目標を設定し達成すること・eMAFFで申請等を実施すること
加算要件	<ul style="list-style-type: none">・複数の都道府県でサービスを提供している場合・重要な施策の推進のために必要な機械を導入する場合 等
補助率	1／2以内
補助上限	上限1,500万円
補助対象機械	農業支援サービスの提供に必要なスマート農業機械等
加算ポイント 対象機械	自動操舵農機 （後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く）、 電動草刈機 （自立走行式又はリモコン式のもの）、 食味・収量センサ付きコンバイン 、 収穫ロボット （カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） 可変施肥機 （ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を行う機能を有するブロードキャスターや田植機、施肥用ドローン等）、 センシングドローン 、 みどり投資促進税制対象機械

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち グリーンな栽培体系への転換サポート

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<事業の内容>

化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、農業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、地域の関係者が参画する協議会を組織し、**グリーンな栽培体系への転換**に向けた以下の取組の検討を支援します。

- ① 土壤診断に基づく施肥設計や有機質肥料の活用やドローンによる肥料のスポット散布、化学農薬のみに依存しない総合防除、生分解性マルチの利用、プラスチックによる環境影響の低減など、**環境にやさしい栽培技術**及び省力化に資する**先端技術等**について、産地に適した技術の検証をします。
- ② ①と併せて行う、環境負荷軽減に資する**スマート農業機械等の導入**をします。
- ③ ①と併せて行う、消費者向けの情報発信、産地での農業体験など、環境に配慮し生産した農産物に対する消費者の理解の促進をします。
- ④ グリーンな栽培体系の実践に向けた**栽培マニュアルの検討**や、産地内への普及に向けた5年後の**産地戦略（ロードマップ）の策定**をします。
- ⑤ 産地で策定した栽培マニュアルや産地戦略について、**他産地**や農業協同組合などの**関係者**に広く**情報発信**します。（パンフレット・動画の作成、セミナーの開催等）

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

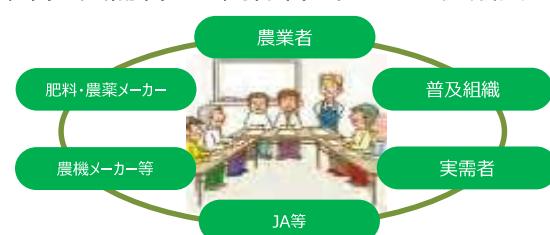
<事業の流れ>



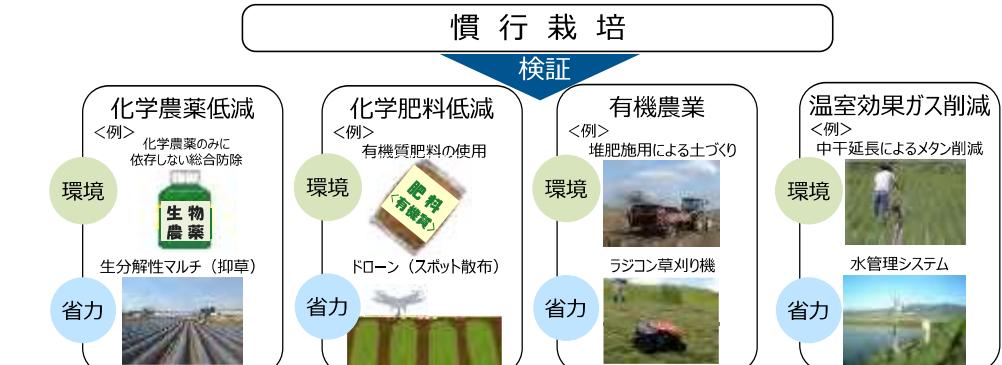
※赤枠部分が拡充内容

<事業イメージ>

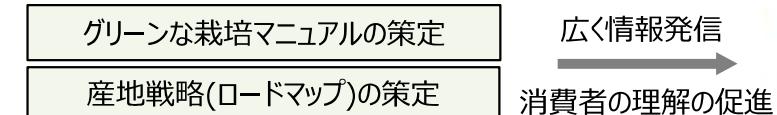
- 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



事業の構成 ②

○ 実施主体：協議会、都道府県、市町村

協議会の構成



※構成員に農業者を含まない場合は、検証を行う産地の農業者が事業に参加すること。

または



都道府県又は市町村が実施主体となる場合は、農業者又は農業協同組合（農業者も参加）に加え、都道府県普及組織が事業に参加すること。

○ 対象経費

検証に必要な

- ・ほ場・機械等の借上費
- ・資材等の購入費
- ・土壤診断等の役務費

検討会開催等に係る

- | | |
|--------|--------|
| ・会場借料 | ・旅費 |
| ・謝金 | ・通信運搬費 |
| ・印刷製本費 | など |

※対象にならない経費

- ・汎用性の高い機械等の購入費
- ・交付決定前の取組にかかる経費 等

○ 交付率：定額（機械導入は 1/2 以内）

○ 1 産地当たりの交付金額の上限

※品目が異なる場合は、品目ごとに1 産地として申請可能。

環境負荷低減の取組 (1つ)

300万円

有機農業の検討

360万円

環境負荷低減の取組 (複数)

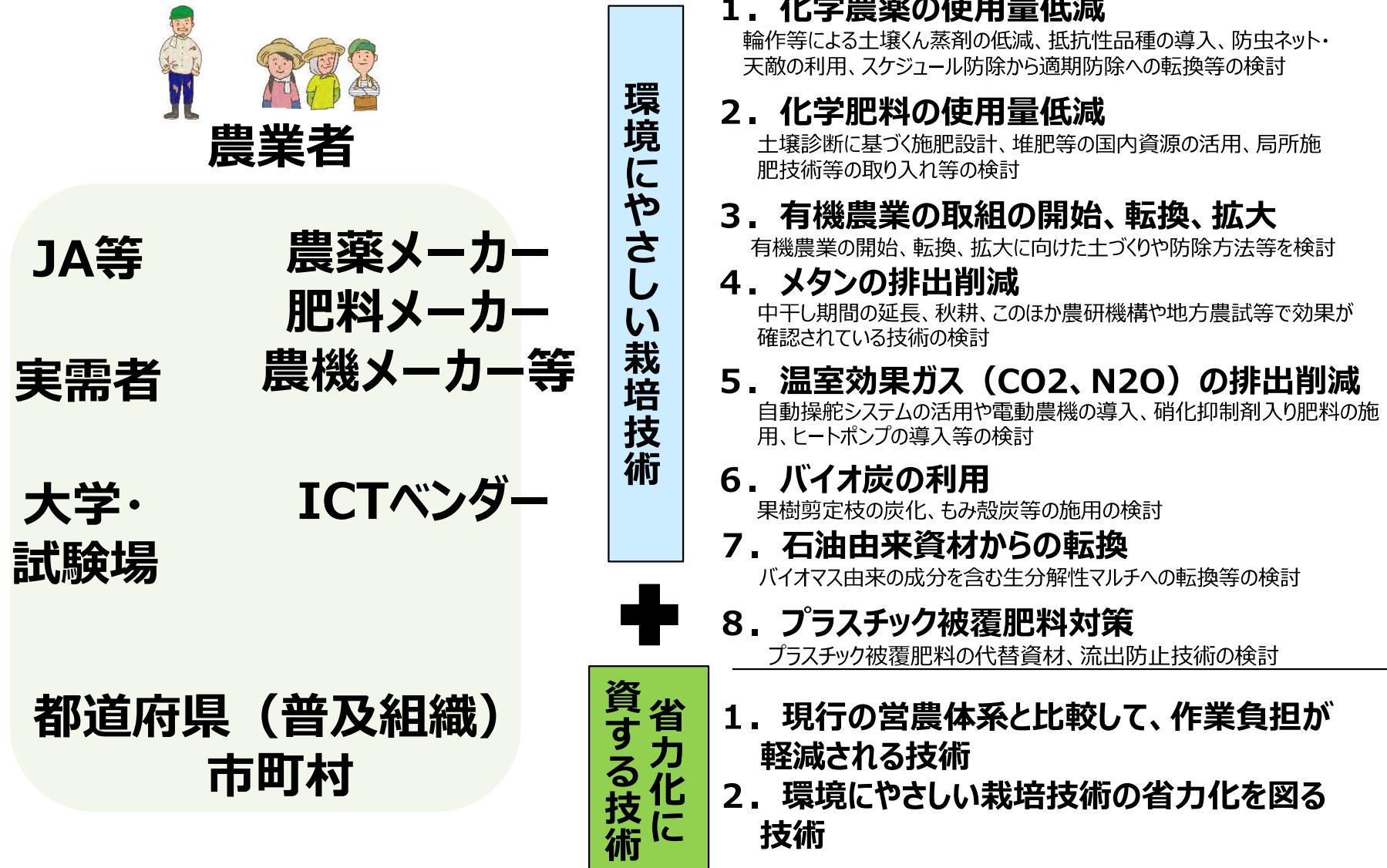
360万円

○消費者理解の醸成に取り組む場合
→ 上限30万円(定額)

○検証に必要なスマート農業機械等の導入
→ 導入費の1/2を助成



取組事例(イメージ)



その他、自治体や地域のアイデアによる多様な取り組みを推進

スマート農業機械等の導入について①

こんな機械が対象です！

グリーンな栽培体系の検証に必要な機械が対象です！

例えば・・・

- 自動操舵システム、直進アシスト農機
(耕起等の作業の省力化、燃油使用量の削減)
- リモコン式又は自走式草刈機（水田抑草ロボット含む）
(除草剤の使用量低減、雑草管理の省力化)
- 農業用ドローン
(追肥、農薬散布の省力化、ピンポイント散布による化学肥料・化学農薬の使用量低減)
- 水管理システム
- 環境モニタリング装置
(データに基づく適期防除など)
- 可変施肥機
(土壌診断等に基づく適正施肥)
- 堆肥散布機
(堆肥の活用による化学肥料の使用量低減) 等



※この他、環境負荷低減又は省力化の観点から、都道府県知事が検証に必要と認めるものが対象となり得ます。

支援内容

- 交付率：1/2以内

- 配分額のイメージ

グリーンな栽培体系の検討
(定額、上限：300万円or360万円)

機械導入
(1/2以内)

- 導入形式：リース導入又は購入

成果目標

機械導入を選択する場合も、成果目標は「栽培マニュアルの作成」と「産地戦略の策定」です。記載項目の追加があります。

- 産地戦略：
導入する機械の活用目標を設定

- 栽培マニュアル：
 - ・導入する機械に関する情報を掲載
(特徴、仕様、価格帯、見込まれる効果等)
 - ・導入時の留意事項を掲載



食品等流通持続化モデル総合対策事業

【令和5年度予算概算決定額 219（244）百万円】

＜対策のポイント＞

フィジカルインターネットの実現を見据え、**食品等流通の合理化**を図るため、農林水産物・食品の物流標準化に向けた検討を進めるとともに、標準化ガイドラインに準拠し、**デジタル化・データ連携による業務の効率化**と輸送コストの低減、コールドチェーンの整備などによる重点政策に対応した**効率的なサプライチェーン・モデル**を構築します。

＜事業目標＞

- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10% [2030年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞

1. 農林水産物・食品の物流標準化事業

農林水産物・食品の物流標準化に向けて、青果物、花き、水産物等の品目ごとの関係者検討会を組織し、**ガイドラインの策定**に向けた検討会の運営と調査及び実証を行います。

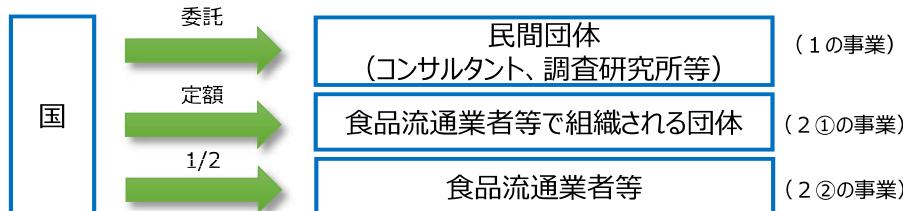
2. デジタル化・データ連携による効率的な食品流通モデルの構築

コードを標準化し、**デジタル化・データ連携**することで、サプライチェーンの全ての者が効率的な流通にアクセス可能となり、**全体の業務を効率化し、コスト低減を実現するモデル**を構築します。

- ① 國際的な標準規格等と調和した、**コードの標準化、システム間データ連携による受発注・トレーサビリティの実証**等の取組モデルを支援します。
- ② ①の取組と合わせて、コード標準化、データ連携による受発注・トレーサビリティの実証等の効果を最大限に活用する観点から、**自動化技術の導入、コールドチェーンの確保**等の取組モデルを支援します。

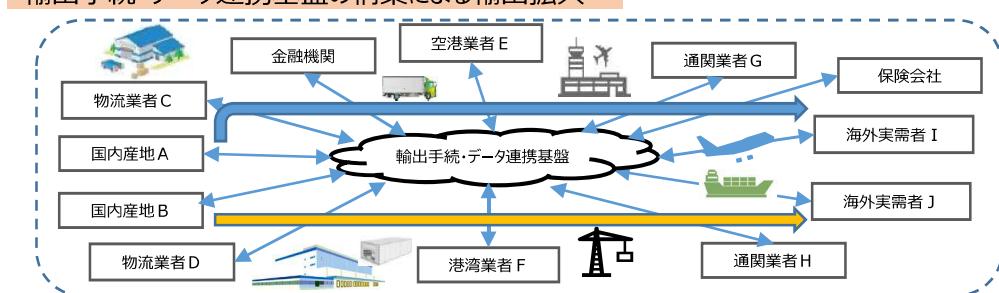
特に、みどりの食料システム戦略、農林水産物・食品の輸出促進、食料品アクセス問題に対応する取組モデルについて重点的に支援します。

＜事業の流れ＞

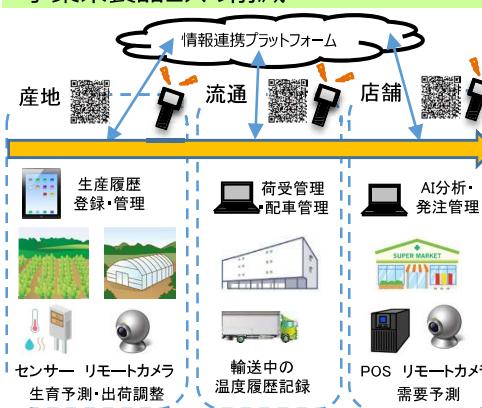


＜事業イメージ＞

・輸出手続・データ連携基盤の構築による輸出拡大



・需要予測に基づく出荷調整による事業系食品ロスの削減



・ラストワンマイル配送による食料品アクセスの確保



農山漁村振興交付金(情報通信環境整備対策)

ICT（情報通信技術）を活用して、農業水利施設やため池、集落排水施設などの農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の導入に必要な情報通信環境の整備を支援します。

情報通信環境の整備

農業農村インフラ管理の省力化・高度化



地域活性化、スマート農業



1. 農業農村における情報通信環境整備はなぜ必要か？

農村地域では、少子高齢化、人口減少の進行等により、農業農村インフラの維持管理体制の脆弱化や農業生産における労働不足等が懸念され、情報通信技術の活用に期待が高まっています。一方、新型コロナウィルス感染症拡大により、農村の価値が再認識され、地方移住への関心が高まっており、こうした動きを地域活性化につなげるためには、農村に安心して住み続けるための条件整備が必要です。

このため、農林水産省では、本対策により、農業農村における情報通信環境の整備に取り組む地域を支援します。

課題

高齢化・人口減少等

農業農村インフラの管理体制の脆弱化
農業生産における労働力不足 等

情勢変化

ライフスタイルの多様化
新型コロナウィルス感染症拡大の影響 等

地方移住への関心の高まり

情報通信技術の活用

安心して住み続けられる条件整備

その基盤として...

情報通信環境が不可欠

2. 情報通信環境整備対策のイメージ

農業農村インフラの
管理の省力化・高度化に
関する利用

地域活性化及びスマート
農業の推進に関する利用



※ 無線基地局は地域の実状を踏まえて適切な通信規格を選定可能

3. 支援の対象となる取組

① 計画策定事業・・・国庫補助率：定額

情報通信環境の整備に向けた、次のような取組を支援します。

ア 計画策定支援事業（事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等／期間：原則2年以内）

(1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査



- 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査
- 調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討

(2) 専門家の派遣、ワークショップ



- (1)の取組を補完するとともに、地域のニーズに沿った情報通信施設の整備に関する合意形成を促進するための専門家の派遣やワークショップの実施

(3) 機器の試験設置、試行調査



- 事業実施区域における無線基地局と水位センサ等の試験設置
- 送受信機間の電波通信状況の把握等のための試行調査

(4) 整備計画の策定【必須】



- (1)～(3)の成果を踏まえた、施設の整備に向けた「情報通信環境整備計画（仮称）」の策定

イ 計画策定促進事業（事業主体：民間団体／期間：1年以内）

事業を実施する自治体、土地改良区等の課題解決を全国的にサポートする民間団体の活動

- 全国横断的な課題への対応策の検討及び横展開
- 個別の事業実施地区への専門的な課題へのサポート



POINT
計画を作った後は、施設の整備に取り組んでいただく必要があります。

② 施設整備事業・・・国庫補助：1/2等、事業実施期間：原則3年以内

農業農村インフラの管理の省力化・高度化に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及びこれらの施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための附帯設備の整備を支援します。

(1) 光ファイバ、無線基地局の整備【必須】



- 農業農村インフラ※の管理の省力化・高度化を図るために必要な光ファイバ又は無線基地局等の整備

(2) (1)を活用して農業農村インフラ※の監視、制御を行うための設備の導入



- (1)で整備した光ファイバ及び無線基地局を活用した農業農村インフラの監視、制御のための設備（送受信機等）の導入

(3) 地域活性化やスマート農業のための設備の導入



- (1)で整備した通信施設を地域活性化やスマート農業に活用するための設備（送受信機等）の導入

POINT

- 整備した通信施設は農業農村インフラの管理に利用していただく必要があります。その上で、地域活性化やスマート農業に有効利用することができます。
- 補助の対象は事業実施主体が所有するものが基本です。

※ 「農業農村インフラ」とは、「ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農飲食用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤」を指します。

4. 事業実施要件

Qポイント：居住エリア向けの光ファイバ整備済みエリアや携帯電話通信可能エリアでも事業実施は可能です。

事業の種類	事業実施主体	国庫補助率	実施区域	交付要件	実施期間
計画策定事業	・都道府県 ・市町村 ・地方公共団体の一部事務組合 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・土地改良区 ・土地改良区連合 ・農業者の組織する団体 ・地方公共団体等が出資する法人 ・地域協議会 ・民間団体※1	定額	1. 農業振興地域及びこれと一緒に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域 2. 農林業センサス規則で定める農業集落及び一体と考えられる区域内の区域 3. 都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲の農道又は集落道	1. 農山漁村振興推進計画を策定していること。	原則2年以内 1年以内※1
施設整備事業	平地 1/2 条件不利地※2 55/100 奄美 6/10 沖縄 2/3			1. 農山漁村振興推進計画を策定していること。 2. 事業費の合計が800万円以上 3. 受益面積の合計がおおむね20ha（中山間地域等5ha）以上※3	原則3年以内

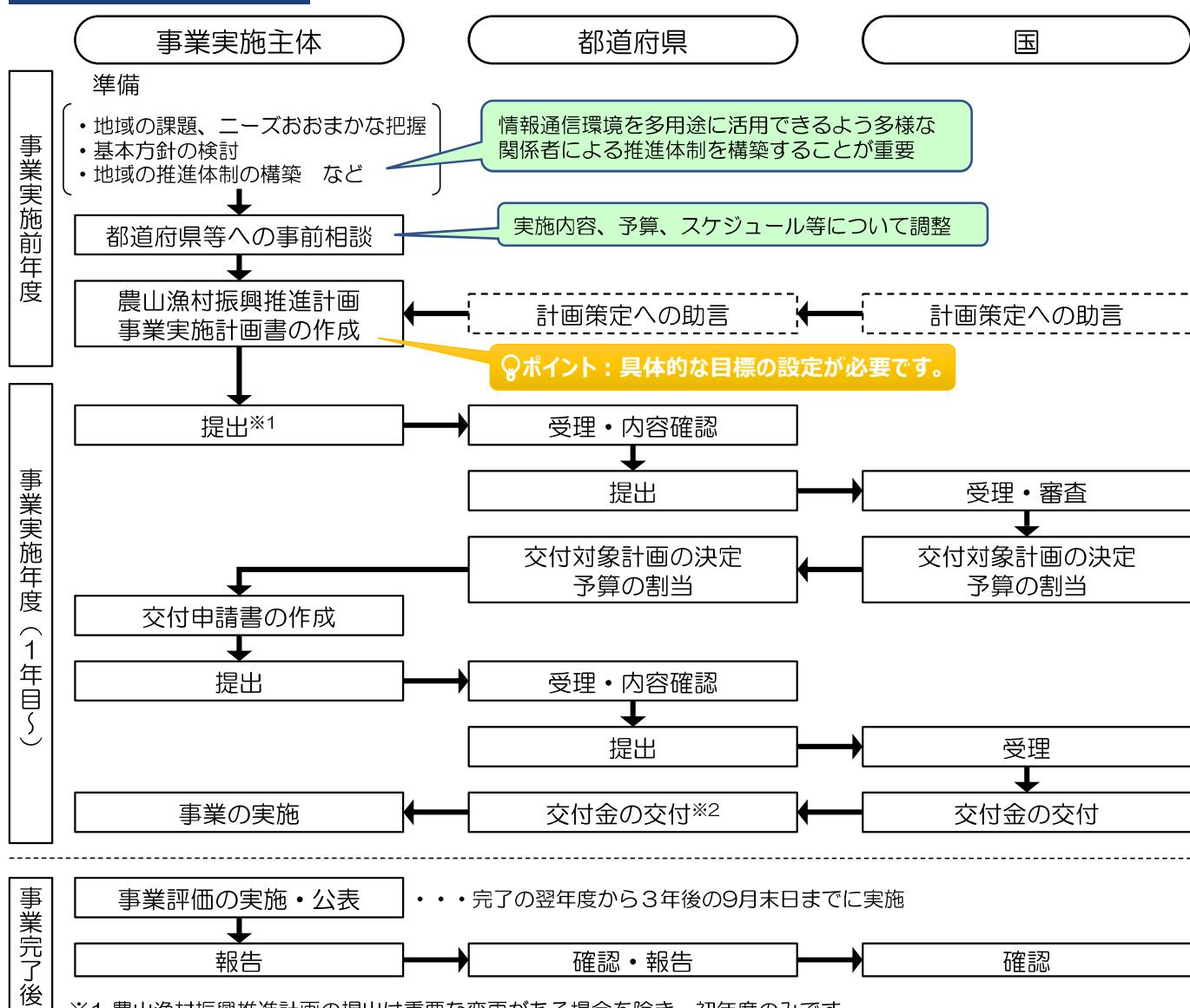
※1 計画策定事業のうち、計画策定促進事業のみが対象です。

※2 特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、豪雪地帯特別対策措置法、棚田地域振興法、急傾斜地農業振興臨時措置法の各法に定める指定地域を指します。

※3 面積要件は農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備を行う場合のみ適用されます。

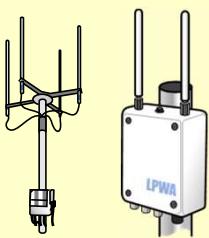
5. 事業の実施手順

(申請書類の準備は余裕を持って行ってください。)



6. よくあるご質問

Q1. 無線基地局を整備する場合、通信規格は限定されますか？



A1. 無線基地局の通信規格は限定していません。計画策定事業等により地域のニーズ等を確認した上で、最適なものを選定いただくことになります。

Q3. スマートフォン等で遠隔操作が可能な自動給水栓は導入できますか？



A3. 事業で整備する無線基地局や光ファイバを介して遠隔操作、遠隔監視でき、地域全体の水管理の省力化・高度化を図る場合は補助対象となります。

Q2. 自動運転トラクタや、後付けタイプの自動運転用の端末を購入することはできますか？



A2. 自動運転トラクタの導入等に係る経費は補助対象外です。

Q4. 整備後の施設の維持管理費やソフトウェアの月額利用料は補助対象ですか？

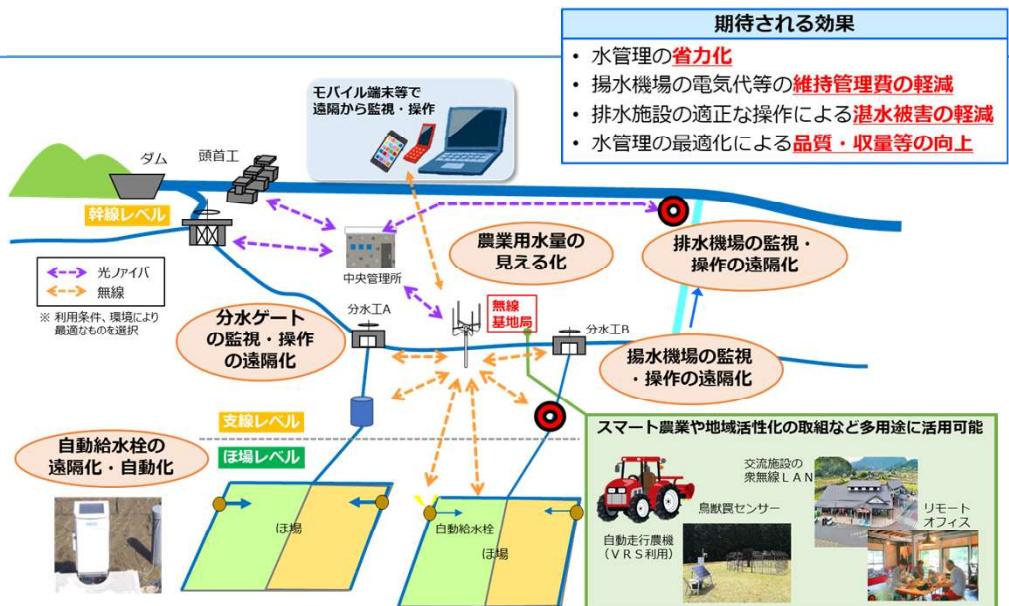


A4. 本事業は、情報通信施設の整備に必要な経費が補助対象です。このため、施設運用後の維持管理費や月額利用料等のランニングコストは補助対象外です。

7. 事業の実施イメージ

農業水利施設

- モバイル端末等を使った水路、ほ場の流量・水位の把握、水利施設の遠隔監視・操作等が可能
- これにより、水管理の省力化、維持管理費軽減、品質・収量向上などの効果が期待
- 整備した通信施設を周辺農地でのスマート農業や地域活性化に活用可能



ため池

- モバイル端末等を使ってため池の観測が可能
- 整備した通信施設を周辺農地でのスマート農業や地域活性化に活用可能
- 無線基地局単位で通信契約を一本化し通信費の軽減が可能



情報通信環境整備対策

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

＜事業目標＞

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 計画策定事業

- ① 情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。
- ② 事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業

- ① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。
- ② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。
(スマート農業の実装のみを目的とする整備も支援対象となるよう拡充)



光ファイバ



無線基地局

スマート農業



自動走行農機



ドローン



鳥獣罠センサー



ハウスの環境管理

＜事業イメージ＞

農業農村インフラの管理の省力化・高度化



+ 地域活性化



＜事業の流れ＞

定額、1/2等

国 → 都道府県 (1 ①、2 の事業)

都道府県 → 都道府県 (1 ①、2 の事業)

国 → 民間団体 (1 ②の事業)

※下線部は拡充内容

無線基地局は地域の実状を踏まえて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等による行政手続の抜本的効率化

【令和5年度予算概算決定額（デジタル庁計上）3,801（4,491）百万円】

＜対策のポイント＞

農林漁業者の高齢化や労働力不足等の課題がある中で、担い手が経営に集中できる環境を整備するため、農林水産省が所管する全ての行政手続の業務の抜本的な見直しを進めながら、行政手続におけるオンライン申請の割合を高め、農林漁業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。

＜政策目標＞

農林水産省が所管する全ての法令に基づく手続及び補助金・交付金の申請手続のオンライン利用率（60%〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による行政手続のオンライン申請の推進

農林水産省が所管する**全ての行政手続の申請**に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット、パソコンから補助金等の申請を行える「農林水産省共通申請サービス」（通称：eMAFF）による行政手続のオンライン申請を推進します。



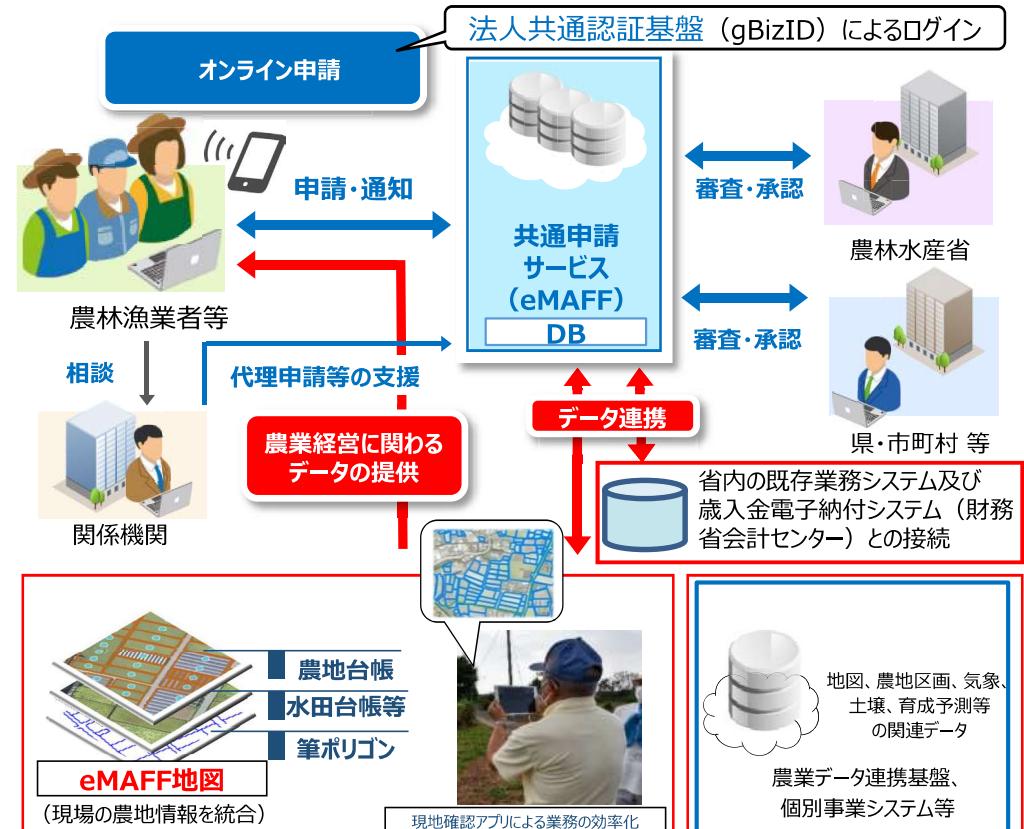
農林水産省所管の補助金申請における添付書類一式の例

2. 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）の利用促進

eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の業務の抜本的な効率化・省力化などを図るために「農林水産省地理情報共通管理システム」（通称：eMAFF地図）の現地確認アプリ等の利用を促進します。

※ 本事業は、直轄で実施

＜事業イメージ＞



農林水産省共通申請サービス（eMAFF）等による行政手続の抜本的効率化の加速

【令和4年度補正予算額（デジタル庁計上） 3,053百万円】

＜対策のポイント＞

農林漁業者の高齢化や労働力不足等の課題がある中で、担い手が経営に集中できる環境を整備するため、農林水産省が所管する全ての行政手続の業務の抜本的な見直しを進めながら、行政手続におけるオンライン申請の割合を高め、農林漁業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。

＜政策目標＞

農林水産省が所管する全ての法令に基づく手続及び補助金・交付金の申請手続のオンライン利用率（60%〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による行政手続のオンライン申請の加速 (農林水産省行政手続オンライン利用拡大緊急対策)

639百万円

農林水産省が所管する全ての行政手続の申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット、パソコンから補助金等の申請を行える「農林水産省共通申請サービス」（通称：eMAFF）の機能を早期に拡充し、行政手続のオンライン申請を更に推進します。



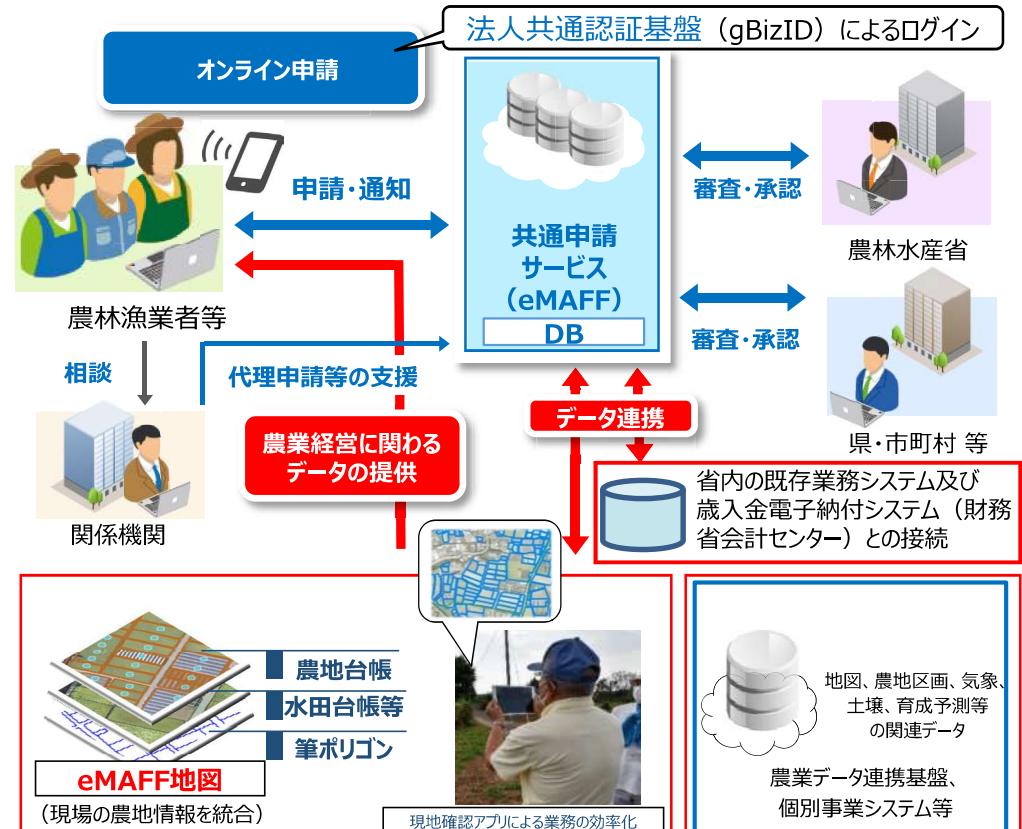
農林水産省所管の補助金申請における添付書類一式の例

2. 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）の早期開発 (農地関連業務のデジタル化緊急対策)

2,414百万円

eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の業務の抜本的な効率化・省力化などを図るために「農林水産省地理情報共通管理システム」（通称：eMAFF地図）の開発及び農地情報の紐づけを早期に進めます。

＜事業イメージ＞



※ 本事業は、直轄で実施

【問い合わせ先】

事業名	担当部署	電話番号
スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト	生産部 生産技術環境課	(代) 022-263-1111 (内線4395)
農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策	生産部 生産技術環境課	(代) 022-263-1111 (内線4439)
みどりの食料システム戦略緊急対策交付金 (グリーンな栽培体系への転換サポート)	生産部 生産技術環境課	(代) 022-263-1111 (内線4395)
食品等流通持続化モデル総合対策事業	経営・事業支援部 食品企業課	(代) 022-263-1111 (内線4336)
農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策)	農村振興部 地域整備課	(代) 022-263-1111 (内線4173)
農林水産省共通申請サービス（eMAFF） 等による行政手続の抜本的効率化	企画調整室	(代) 022-263-1111 (内線4080)

※ 平日10:00～12:00、13:00～17:00